全学アカウント利用規約

令和5年3月29日 情報環境機構長裁定制定

- 第1条 この規約は、京都大学全学情報システム利用規則(平成22年1月12日情報担当 理事裁定。以下、「利用規則」という。)第8条に基づき、全学アカウントを発行された者 (以下、「全学アカウント利用者」という。)が自らの全学アカウントを利用する上で遵守すべき事項を定める。
- 第2条 全学アカウント利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者本人であると偽る形で他者に自らの全学アカウントを利用させないこと。
 - (2) 全学アカウントのパスワードやその他認証に用いる情報を他の者に渡さないこと。
 - (3) 全学アカウントのパスワードやその他認証に用いる情報が漏洩したり推測されたり することのないよう適切に管理すること。パスワードの管理については情報環境機構 長が別途定める全学アカウント利用者パスワードガイドラインに従うこと。
 - (4) 全学アカウントを用いてログインした機器について、他者が無断で閲覧・操作できないよう適切に管理すること。
 - (5) 不特定多数の人が操作その他の利用が可能な学外の機器において全学アカウントを使用しないこと。
- 第3条 全学アカウント利用者は、次の各号に掲げる事項が発生した場合に速やかに情報環境機構長に届け出なければならない。
 - (1) 全学アカウントを他の者に使用され又はその危険が発生した場合
 - (2) 姓名の変更等全学アカウントの変更が必要になった場合
 - (3) 全学アカウントの利用資格を喪失した際又は利用する必要がなくなった場合(当該届出が必要ないと、あらかじめ情報環境機構が定めている場合を除く。)
- 第4条 全学アカウント利用者は、自らの全学アカウントを用いて次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 他者の通信の秘密を侵害する行為
 - (2) 情報セキュリティポリシーの規定に拠らずに、ネットワーク上の通信を監視し又は 情報機器の利用情報を取得する行為
 - (3) アクセス制御(情報システムにアクセスする者に対してアクセスを許可する情報及びアクセスの種類を制限することをいう。)を免れる行為又はこれに類する行為
 - (4) 情報システムのセキュリティ上の脆弱性を当該情報システムの管理者の要請に基づ

かずに検知する行為

- (5) 過度な負荷等により情報システムの可用性を著しく低下させる行為
- (6) 上記の行為を助長する行為
- 第5条 全学アカウント利用者は、自らの全学アカウントを用いてアクセスする情報システム上で次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる情報の発信
 - (2) プライバシーを侵害する情報の発信
 - (3) 守秘義務に違反する情報の発信
 - (4) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
 - (5) 上記の行為を助長する行為
 - (6) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる行 為
- 第6条 全学アカウント利用者は、本規約に定める事項に加え、法令、本学の情報セキュリティポリシー及び実施規程並びに全学情報システム利用規則に基づく定め及び利用に関する手順を遵守しなければならない。
- 第7条 全学アカウント利用者が、本規約に定める事項に違反した場合は、全学アカウント 取扱要項(令和5年3月29日情報環境機構長裁定)に基づき停止の処理を行う。

附則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。